

# 青森県障害福祉サービス実施計画 (第7期計画)の策定方針等について

---

令和5年11月 青森県健康福祉部障害福祉課

# 青森県障害福祉サービス実施計画 (第7期計画)の概要

## 1 策定根拠

### 【基本指針】 障害者総合支援法第87条第1項

- ・ 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に国が作成
- ・ 都道府県及び市町村は、基本指針に即し「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定（1期3か年を基本、柔軟に設定可能）

### 【都道府県 障害福祉計画】 障害者総合支援法第89条第1項

#### 【計画に定める事項】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

### 【都道府県 障害児福祉計画】 児童福祉法第33条の22第1項

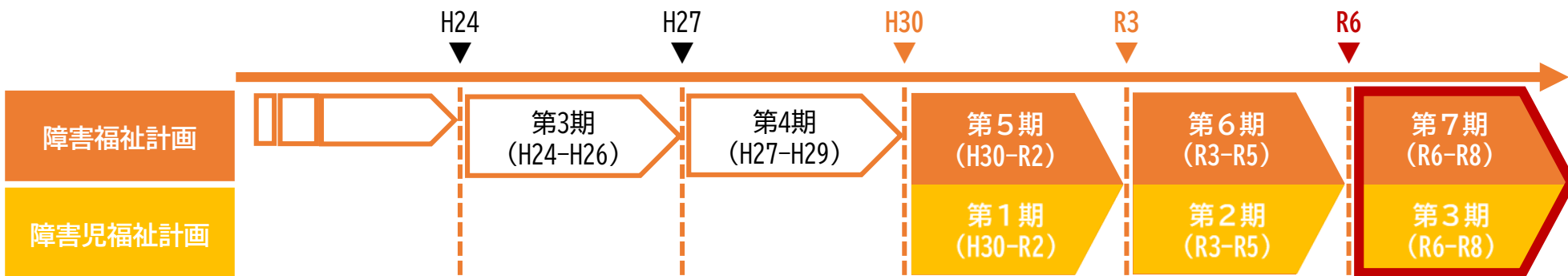
#### 【計画に定める事項】

- ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ・ 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして作成可能 ⇒ 本県では、「青森県障害福祉サービス実施計画」として一体的に作成

## 2 策定方法・策定期間等

- ・ 令和3年度から令和5年度を計画期間とする現行計画（第6期）の計画期間が満了することから、令和5年度中に次期計画を策定。
- ・ 策定に当たっては、令和6年度から8年度を計画期間とし、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を一体で策定。



※児童福祉法の一部改正により平成30年4月から都道府県障害児福祉計画策定が義務化されたことから、障害福祉計画（第5期）の見直しと併せ、障害児福祉計画（第1期）を一体的に作成。

## 3 障害者計画と障害福祉計画の関係

### 障害者計画

[根拠法令] 障害者基本法第11条第2項  
 [位置付け] 障害者基本計画を基本として、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

### 障害福祉計画

[根拠法令] 障害者総合支援法第89条第1項  
 [位置付け] 障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付け  
 ※法律では「障害福祉計画」となっているが、「障害者計画」と混同しないよう、本県では「障がい福祉サービス実施計画」としている。

#### 第4次青森県障害者計画 [R5~R8]

施 策 の 柱	1 障害・障害者への理解の促進と共生	<b>2 生活支援の充実</b>
	3 生活環境の充実	4 保健・医療の充実
	5 教育の充実	6 雇用・就業の促進
	7 情報バリアフリー化と多様な他者とのコミュニケーションの推進	8 スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

#### 青森県障害福祉サービス実施計画

**[生活支援の充実] に掲げる障害福祉サービス、地域生活支援事業等の実施計画**

障害者計画	国	障害者基本計画 (H5-H14)	第2次計画 (H15-24)	第3次計画 (H25-29)	第4次計画 (H30-R4)	第5次計画 (R5-9)			
	県	障害者対策に関する新青森県長期行動計画 (H5-14)	新青森県障害者計画 (H15-24)	第3次青森県障害者計画 (H25-R4)	※H30に改訂	第4次計画 (R5-8) ※			
障害福祉計画	国		指針告示	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正
	県		第1期 (H18-20)	第2期 (H21-23)	第3期 (H24-26)	第4期 (H27-29)	第5期 (H30-R2)	第6期 (R3-5)	第7期 (R6-8)

※第4次障害者計画は、障害福祉サービス計画の計画期間との整合を図るため、令和5年度から8年度までの4年間としており、次期計画（第5次障害者計画）の策定時には、障害福祉サービス実施計画（第8期）との一体的策定を検討している。

# 青森県障害福祉サービス実施計画 (第7期計画) の成果目標案及び構成案

## 国基本指針の成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ▶ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数（国の算定式により算出）
- ▶ 精神病床における早期退院率：3か月後 68.9% 以上、6か月後 84.5% 以上、1年後 91.0% 以上

### 3 地域生活支援の充実

- ▶ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、**コーディネーターの配置**などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

## 県成果目標案の考え方

- ▶ 市町村見込量の集計値を基本とし、国目標値との整合が図られるよう調整する。

#### [参考]

令和4年度末 施設入所者数 2,375人  
 令和8年度末 市町村見込量（暫定値）※  
 地域移行者数 284人（R4末施設入所者数の12.0%）  
 施設入所者数 2,337人（R4末施設入所者数から△38人、△1.6%）

※市町村見込量は精査中であり、変更となる予定。

- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数は国が示した算定式による。
- ▶ 退院後1年以内の平均生活日数及び早期退院率は、県目標の進捗を踏まえ、国目標値の最低ラインとする。

- ▶ 地域生活支援拠点等について、県内の整備状況及び整備予定等を踏まえ、第6期計画の目標を継続した上、機能の強化を図るため、コーディネーターの配置に係る目標を追加する。  
 （各市町村又は圏域において整備）

## 国基本指針の成果目標

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

- ▶ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上
- ▶ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 **【新規】**
- ▶ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関が連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 **【新規】**
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41倍以上
- ▶ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

- ▶ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ▶ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ▶ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ▶ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ▶ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 **【新規】**
- ▶ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置 **【新規】**

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 県成果目標案の考え方

- ▶ 「就労支援ネットワークの強化、関係機関が連携した支援体制の構築」については、既存の会議体を活用し、関係機関との連携・強化に努めていくこととする。
- ▶ その他は国指針と同様の目標を設定する。

- ▶ 障害児の地域社会へのインクルージョン推進のため、国指針と同様の目標を設定。

※以下については達成済みであるため、成果目標として設定しない。

- ・ 難聴児支援に係る計画の策定
- ・ 難聴児支援の中核的機能を果たす体制構築
- ・ 県医療的ケア児支援センターの設置

- ▶ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場については、県が責任主体となったことを踏まえ目標として設定。協議の場の持ち方は、県における入所児の移行状況及びその際の調整状況等を踏まえて検討する。

- ▶ 国指針と同様の目標を継続。

## 2 青森県障害福祉サービス実施計画（第7期）の構成案

現行の第6期計画の構成を継承しつつ、国基本指針で新たに示された項目を盛り込むことを基本とする。

構 成 案	変更点等
<p><b>I はじめに</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨</li> <li>2 基本的理念と基本目標</li> <li>3 計画の性格と位置付け</li> <li>4 設定期間</li> <li>5 圏域の設置</li> <li>6 他計画との関係</li> <li>7 策定後の調査、分析及び評価</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> <li>・ 趣旨、基本目標について、国指針の記載に準じるほか、成果目標や施策との関連付けを踏まえて記載内容を修正</li> </ul>
<p><b>II 障害保健福祉の現状と課題</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各障害者手帳所持者の状況</li> <li>2 精神障害者の入退院の状況</li> <li>3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系</li> <li>4 障害福祉サービス事業所の指定の状況</li> <li>5 第6期計画の障害福祉サービス等の進捗状況</li> <li>6 障害者の雇用・就業の状況</li> <li>7 特別支援教育の状況</li> <li>8 医療的ケア児に対する<b>関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</b>の状況</li> <li>9 発達障害者等に対する支援</li> <li>10 第6期計画における本県の障害福祉に関する課題</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> <li>・ 8について、医療的ケア児に係る成果目標の追加を踏まえて修正</li> </ul>



## 2 青森県障害福祉サービス実施計画（第7期）の構成案

現行の第6期計画の構成を継承しつつ、国基本指針で新たに示された項目を盛り込む。

構 成 案	内容・変更点等
<h3>Ⅲ 成果目標と推進方策</h3> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の全体イメージ</li> <li>2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>3 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>5 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>6 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> <li>・ 2について、国指針の記載変更に合わせて修正</li> <li>・ 各成果目標の目標値について、国指針の新規項目を追加</li> </ul>
<h3>Ⅳ 成果目標達成のための活動指標</h3> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定障害福祉サービス等の見込量</li> <li>2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数</li> <li>3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃</li> <li>4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> <li>5 発達障害者等に対する支援</li> <li>6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> <li>・ 国指針における活動指標の項目追加を反映</li> <li>・ サービス見込量は、各市町村の見込を積み上げるほか、県全体の事業所数等を踏まえて設定</li> </ul>

## 2 青森県障害福祉サービス実施計画（第7期）の構成案

現行の第6期計画の構成を継承しつつ、国基本指針で新たに示された項目を盛り込む。

構 成 案	内容・変更点等
<b>V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備</li> <li>2 相談支援の提供体制の確保</li> <li>3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上</li> <li>4 障害者の生活を支援する人材の育成</li> <li>5 障害者虐待防止のための職員の資質向上</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> </ul>
<b>VI 地域生活支援事業等</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村が実施する地域生活支援事業等</li> <li>2 県が実施する地域生活支援事業等</li> <li>3 各事業の見込量の確保のための方策</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> <li>・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた追記</li> </ul>
<b>VII 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた支援</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育行政における支援</li> <li>2 雇用行政における支援</li> <li>3 農業行政における支援</li> <li>4 福祉行政における支援</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の構成を維持</li> </ul>

### 3 スケジュール案

令和5年6月14日～7月14日	就労移行状況調査 就労系事業所の利用者に係る就労移行の状況等調査（事業所調査）
令和5年7月5日～9月4日	市町村障害福祉サービス見込量等調査 市町村計画の成果目標、障害福祉サービスの実績及び見込量等
令和5年10月6日～10月20日	関係機関照会 教育、労働関係機関へ第6期の実績等照会
令和5年11月	青森県障害者施策推進協議会【書面開催】 第6期計画の点検・評価、第7期計画の策定について
令和5年11月	関係機関への照会 教育、労働関係機関へ第7期計画に係る施策の実施状況、見込等照会
令和5年12月15日	青森県障害者施策推進協議会 第7期計画原稿案について審議
令和6年1月下旬～2月下旬	パブリックコメント
令和6年3月上旬	青森県施策推進協議会 第7期計画原案について審議
令和6年3月	第7期計画策定

# 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画 に係る基本指針の見直しについて

## 1 基本指針について

- ▶ 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの（令和5年5月改正告示）
- ▶ 都道府県、市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定

## 2 基本指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

### 3 成果目標【計画期間が満了する令和8年度末の目標値】

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ▶ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数（国の算定式により算出）
- ▶ 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

#### 3 地域生活支援の充実

- ▶ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ▶ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- ▶ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ▶ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ▶ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ▶ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

#### 5 障害児支援の提供体制の整備等

- ▶ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ▶ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ▶ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ▶ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ▶ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ▶ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

#### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

#### 7 相談支援体制の充実・強化等【市町村の実施目標】

- ▶ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ▶ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

## 4 第6期計画と第7期計画における成果目標の対比 ①

### 第6期成果目標 [令和5年度末の目標値]

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ▶ 地域生活への移行者数：令和元年度末時点の入所者の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和元年度末の**1.6%以上削減**

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：**316日以上**
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数：国の算定式により算出
- ▶ 精神病床における早期退院率：3か月後 **69%以上**  
6か月後 **86%以上**  
1年後 **92%以上**

#### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ▶ 各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- ▶ 一般就労への移行者数：令和元年度実績の**1.27倍以上**  
うち 就労移行支援：令和元年度実績の**1.30倍以上**  
うち 就労継続支援A型：令和元年度実績の**1.26倍以上**  
うち 就労継続支援B型：令和元年度実績の**1.23倍以上**
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和5年度実績の**7割**
- ▶ 就労定着支援事業所の就労定着率：定着率**8割以上**の事業所が全体の**7割以上**

### 第7期成果目標 [令和8年度末の目標値]

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【継続】

- ▶ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ▶ 施設入所者数：令和4年度末の**5%以上削減**

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【継続】

- ▶ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：**325.3日以上**
- ▶ 精神病床における1年以上入院患者数：国の算定式により算出
- ▶ 精神病床における早期退院率：3か月後 **68.9%以上**  
6か月後 **84.5%以上**  
1年後 **91.0%以上**

#### 3 地域生活支援の充実 【項目見直し】

- ▶ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ▶ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備 【新規】

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等 【項目見直し】

- ▶ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の**1.28倍以上**  
うち 就労移行支援：令和3年度実績の**1.31倍以上**  
うち 就労継続支援A型：令和3年度実績の**1.29倍以上**  
うち 就労継続支援B型：令和3年度実績の**1.28倍以上**
- ▶ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 【新規】
- ▶ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 【新規】
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の**1.41倍以上**
- ▶ 就労定着支援事業所の就労定着率：定着率**7割以上**の事業所が全体の**2割5分以上**

## 4 第6期計画と第7期計画における成果目標の対比 ②

### 第6期成果目標 [令和5年度末の目標値]

#### 5 障害児支援の提供体制の整備等

- ▶ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ▶ すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
  
- ▶ 各都道府県において難聴児支援のための中核的な機能を有する体制を確保
- ▶ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上
  
- ▶ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（都道府県及び各市町村又は各圏域に配置）

#### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【継続】

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

### 第7期成果目標 [令和8年度末の目標値]

#### 5 障害児支援の提供体制の整備等 【項目見直し】

- ▶ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ▶ 各市町村又は各圏域において、保育所等訪問支援等を活用しながら、**障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築**
- ▶ 各都道府県において、**難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定**するとともに、難聴児支援の中核的な機能を果たす体制を確保
- ▶ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上
  
- ▶ **各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 【新規】**
  
- ▶ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置（都道府県及び各市町村又は各圏域に配置）
  
- ▶ **障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（県） 【新規】**

#### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【継続】

- ▶ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



## 5 第7期計画における成果目標と活動指標との関係

### 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

活動指標

- 以下サービス等に係る見込量（利用者数、時間数、日数等）
- 居宅介護  
同行援護  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）  
就労移行支援  
就労定着支援  
自立生活援助  
計画相談支援  
地域定着支援
- 重度訪問介護  
行動援護  
生活介護 ※  
就労選択支援【新設】  
就労継続支援（A型・B型）  
短期入所（福祉型、医療型）※  
共同生活援助 ※  
地域移行支援  
施設入所支援

※重度障害者（強度行動障害や高次脳機能を有する者、医療的ケアを必要とする者等）の利用見込を個別に設定

### 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

- 協議の場の開催回数、関係者ごとの参加者数
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新設】

【都道府県】

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### 成果目標3 地域生活支援の充実

活動指標

- 地域生活支援拠点等の設置箇所及びコーディネーターの配置人数
- 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

活動指標

- 公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### 成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

活動指標

- 以下サービス等に係る見込量（利用児童数、日数等）
- 児童発達支援  
放課後等デイサービス  
保育所等訪問支援  
訪問型児童発達支援  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設
- 障害児相談支援
- 医ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- 医ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

[ 発達障害児に対する支援 ] ※ 成果目標にはなし

活動指標

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修・啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

### 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

活動指標

- 指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】